

令和3年4月、5月に海難審判所で言い渡された裁決13件が、ホームページに掲載されました(令和3年7月)

区 分	海難審判所(東京) 1件 1隻	地方海難審判所 (函館1、仙台1、横浜1、神戸2、広島2、門司2、長崎1、那覇2) 12件 14隻
海難種類(件)	乗揚1 計1件	乗揚4、衝突2、施設等損傷2、転覆2、衝突(単)1、運航阻害1 計12件
関係船舶(隻)	貨物船1 計1隻	漁船5、モーターボート3、貨物船2、旅客船2、遊漁船1、引船1 計14隻
死 傷 者(人)	なし	なし

上記のうち、海難審判所(東京)及び横浜地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 北海道苫小牧港で、貨物船が消波ブロックに乗り揚げた事例

苫小牧港港外で錨泊していた貨物船が、走錨して港域内の海岸沖合に敷設された消波ブロックに乗り揚げ、のち廃船処理された

② 京浜港で、いずれも出航する引船と貨物船とが衝突した事例

京浜港東京第3区の青海コンテナふ頭と大井ふ頭との間の水路で、いずれも出航する引船と貨物船とが衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(499トン) 乗揚事件

(苫小牧港港外に錨泊していた貨物船が、走錨して港域内に敷設された消波ブロックに乗揚げ、のち廃船処理された)

【海難概要】 夜間、貨物船A(499トン、4人乗組、空倉)は、苫小牧港港外で錨泊中、増勢した風と高起した波浪により走錨し、同港第3区の海岸に向け圧流されて消波ブロックに乗揚げ、船底外板に破口を生じて浸水し、のち廃船処理された

(関連情報)

- ・ 船長は、テレビ放送で天気予報及び天気図の**気象情報を入手し**、苫小牧港では**南寄りの風が強くなることを予想していた**
- ・ 船長は、自船の**保有錨鎖量を詳細に把握しておらず**、どの錨地でも錨鎖5節の単錨泊としていた
- ・ 船長は、自身が時折昇橋することとし、**守錨当直を配置したことがなかった**
- ・ 翌日の積荷役に備え、機関部によって**バラストが排出されていた**

《原因》 発達中の低気圧の接近により、強風及び波浪の各注意報が発表され、南寄りの風及び波浪の増勢が予想される状況下、

A船: 錨泊する際、***走錨防止措置が不十分**で、走錨して同港の海岸に向けて圧流された

*バラスト水の積載量を確認し、できる限り漲水して船首喫水を深くし、錨鎖をできる限り伸出するなど

《背景》

- ・ 船長は、これまでどおり錨鎖を5節伸出する単錨泊で走錨することはないと思った



[受審人]

船

長：五級海技士（航海） →

《懲戒》

1箇月業務停止

海難防止への
インフォメーション

② 引船A(19.28トン) 貨物船B(7,323トン) 衝突事件

(京浜港東京第3区の青海コンテナふ頭と大井ふ頭との間の水路で、いずれも出航する引船と貨物船とが衝突した)

【海難概要】 日没後の薄明時、京浜港東京第3区において、引船A(19.98トン、1人乗組)と、貨物船B(7,323トン、外国籍、17人乗組、水先人なし、コンテナ151個等を積載)とが、いずれも青海コンテナふ頭と大井ふ頭との間の水路を出航中、両船が衝突した

(航法の適用)

* 京浜港は港則法が適用される港で、視界制限状態ではなかったため、同法が適用される
A船は、総トン数20トン未満の船舶で、汽艇等に該当し、B船は汽艇等以外の船舶に該当するので、港則法第18条第1項が適用され、A船がB船の進路を避けなければならない

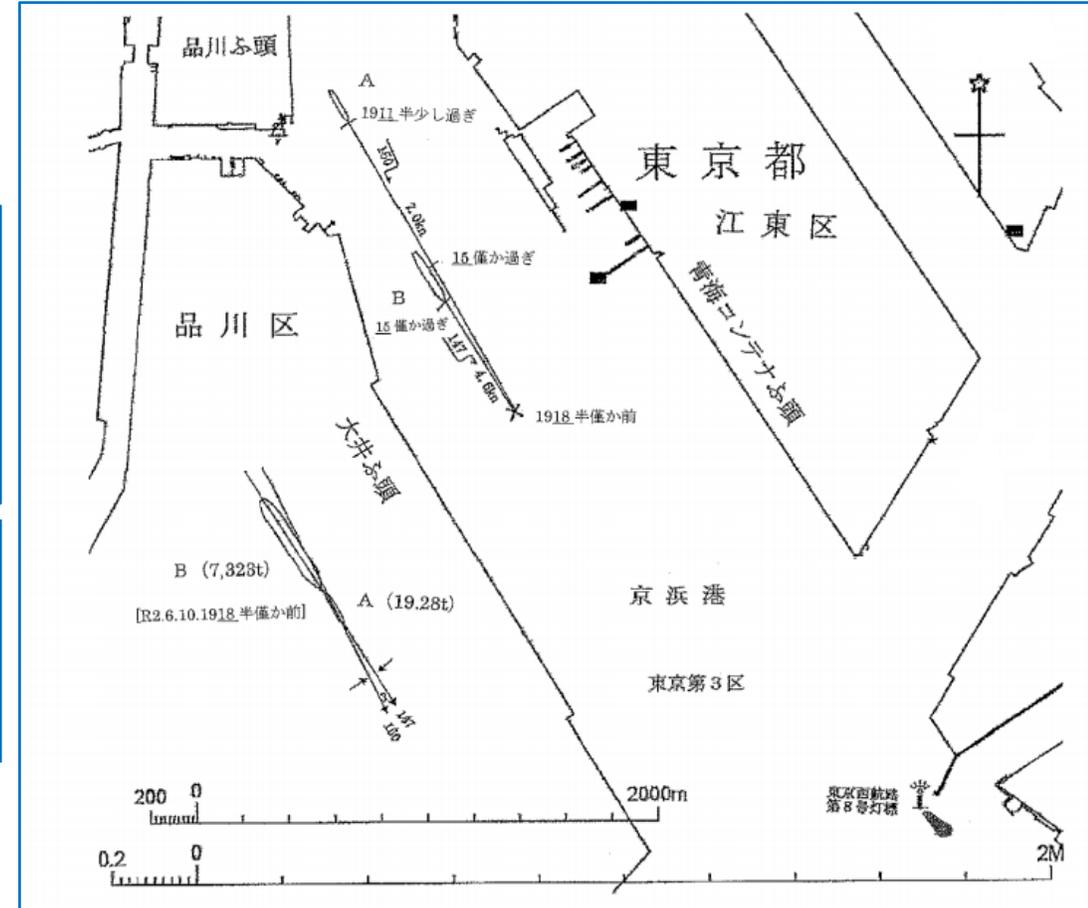
《原因》 京浜港東京第3区において、

A船: 汽艇等に該当するA船が、見張り不十分で、汽艇等以外の船舶に該当するB船の進路を避けなかった

B船: 見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった

《背景》

・ A船の船長は、大井ふ頭側の陸岸寄りに進路を変更するため、船位を確認することに気を奪われていた



[受審人] (A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 《懲戒》 1箇月業務停止

* B船は、外国籍船であって受審人が指定されず、懲戒の対象外

【発生日時】 令和元年6月10日 19時18分半僅か前
【発生場所】 京浜港東京第3区
【死傷者】 なし
【損傷等】 A船: マストの折損等
B船: 船首部及び右舷側中央部外板に擦過傷等